

# 入札公告

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年1月26日

公益財団法人みやぎ産業振興機構  
理事長 中塚 勝人

## 1. 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 不燃性試験装置（株式会社東洋精機製作所）
- (2) 購入物品の仕様等 購入仕様書のとおり
- (3) 履行期限 平成24年3月5日
- (4) 納入場所 購入仕様書のとおり
- (5) 入札方式 一般競争入札

## 2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者で、以下の者を除く。

- ① 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者
- ③ 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者
- ④ 平成24年1月26日（木）時点で公共機関から指名を取り消されている者
- ⑤ 諸税等を滞納している者
- ⑥ その他、理事長が特に不適格と認める者

## 3. 購入仕様書及び入札関係書類の交付

- (1) 購入仕様書の交付

平成24年1月26日から平成24年2月1日までの間に、当機構のホームページからダウンロードすること。

- (2) 入札関係書類の交付

- ① 期 間 平成24年1月26日（木）～平成24年2月1日（水）
- ② 場 所 当機構 事務所内（仙台市青葉区上杉一丁目14-2  
宮城県商工振興センター 3階）
- ③ 方 法 当機構事務所への来所を条件として、直接手渡しにより配布する。  
\* 郵送及び電子メール等での交付は一切行わない。
- ④ 時 間 土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
- ⑤ 担 当 公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業育成支援部 産学連携推進課

#### 4. 入札方法

- (1) 入札参加者は、購入仕様書を十分検討のうえ、入札をしなければならない。
- (2) 入札書は、当機構指定の入札書により作成して提出しなければならない
- (3) 入札参加者が代理人をして入札される場合には、当機構指定の委任状により作成した委任状を提出しなければ提出しなければならない。
- (4) 入札参加書又はその代理人は、今回の入札において他の入札参加社の代理をすることはできない。
- (5) いったん提出した入札書は、開札の前後を問わず、これの引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 次のいずれか一つに該当する場合、その入札を無効とする。
  - ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
  - ② 委任状を提出しない代理人のした入札
  - ③ 定められた様式以外の様式の入札書による入札
  - ④ 記名押印を欠く入札書による入札
  - ⑤ 金額を訂正した入札書による入札
  - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
  - ⑦ 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合をしたみと認められる者による入札
  - ⑧ 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
  - ⑨ 金額、購入物品名の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (9) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の言動をする等、入札を公正に執行することができないと認められる場合には、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (11) 郵送による入札は認めないものとする。
- (12) 入札執行日時及び場所
  - ① 日 時 平成24年2月2日（木）11時00分
  - ② 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 公益財団法人みやぎ産業振興機構事務所
  - ③ 電 話 022-225-6636
  - ④ その他

- ア 入札参加者又はその代理人は、印鑑及び名刺を持参すること。
- イ 入札開始時間は入札執行者の判断により、場合によっては遅らせることもあり得る。
- ウ 入札の開会を宣言した後は、その会場に入室（出席）していない者は、いかなる理由があっても入札に参加することはできない。

## 5. 開 札

開札は入札書を提出した後、直ちにその場で行う。

## 6. 落札者の決定

本公告に示した業務を履行できると理事長が判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## 7. 契約概要

- (1) 履行期間 契約締結の翌日から平成24年3月5日まで
- (2) 代金の支払いは、納品後、当機構担当部署による購入仕様書に基づく検査に合格した場合に請求することができる。また、代金の支払い方法は請求書受領後、月末締め翌月末日に指定口座に入金する。
- (3) 契約締結後にあつては、独占禁止法に違反する行為があつた場合には、損害賠償金の請求を行うと共に契約を解除することがある。